



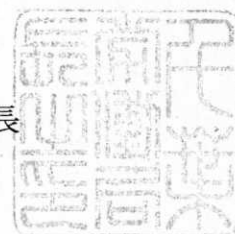
千運輸第312号
千労発基0609第3号
平成26年6月9日

荷主関係団体 代表者 殿

千葉運輸支局長



千葉労働局長



貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業
による労働災害防止について（協力要請）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は運輸行政及び労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業（トラック運送事業）につきましては、国内物流を担う基幹産業として、国民生活と産業活動を支えているところで。

その一方で、一部のトラック運転者には長時間労働の実態が認められ、過労運転が交通事故の一つの要因ともなっています。その背景の一つとして、集荷・配達時間等の厳しい発注条件があることが指摘されているところで。

また、千葉県内におけるトラック運転者の労働災害の約8割は荷役作業中に発生しており、これらの災害の約6割が集荷・配送先で発生しています。

このような中、国土交通省は、安全運行の徹底に向けた適正な取引の確保を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正するとともに「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を発出したところであり、荷主と協働しながら書面化計画の推進を図ることとしております。

今後は、これにより運送契約に係る重要事項の書面化を進めるとともに、貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告について適切な運用を図ることとしております。

また、厚生労働省は、過重労働による健康障害防止、荷役作業中の労働災害防止等を重点施策として、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」等に基づく取組を進めることとしております。

安全運行を阻害するトラック運転者の過労運転の防止及び荷役作業による労働災害の防止を図るためには、トラック運送事業者の自主的な改善取組に加え、適切な発注条件への配慮、契約内容の書面化などについて、荷主の皆様の御理解、御協力が不可欠でありますことから、以下のとおり要請させていただきます。

是非、今般の要請の趣旨について御理解いただくとともに、貴団体の会員各位に周知を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 トラック運転者の過労運転防止のために

運送の発注にあたっては、安全で適切な運行計画を立てることができるように、発注条件をあらかじめ明確にしたものとするとともに、次の事項に配慮したものとさせていただくこと。

(1) 発注条件の明示

急な発注条件の変更がないようにさせていただくこと。

(2) 無理のない到着時間の設定

- ① 安全な運行を確保するために、トラック運転者の休憩時間、運行経路の渋滞等を考慮した到着時間を設定していただくこと。
- ② 到着時間の遅延が見込まれる場合、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年2月9日付け労働省告示第7号。以下「改善基準告示」といいます。（資料1参照））等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更を行うなど柔軟に対応していただくこと。

(3) 荷受け、積卸し時間の設定

- ① 荷待ち時間及び積卸し時間等の手待ち時間を少なくすることができるように、荷受け、積卸しの時間帯を設定していただくこと。
- ② 積込み・積卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定等を行うとともに、トラック車両を荷主の敷地内で待機できるようにしていただくこと。

(4) トラック運送事業者の選定

トラック事業者の選定にあたっては、「改善基準告示」等の遵守、「社会

保険」や「労働保険」に加入していることなど、法令を遵守している事業者であることを前提に選定していただくこと。

なお、トラック運送事業には「安全性優良事業所の認定（Gマーク）制度」がありますので、選考の参考の一つにしてください。

(5) 適切な運賃等の収受（燃料サーチャージ制の導入等）

運送契約においては、安全で安定した輸送を確保するため、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」及び「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」の趣旨を踏まえ、輸送原価が反映された運賃額並びに燃料上昇分を転嫁するための燃料サーチャージ制の導入を促進していただき、また、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」に基づき契約条件等について書面化する等、より良い信頼関係の中で運送契約を締結していただくこと。

2 労働災害の防止のために

(1) 荷役作業に関する通知

トラック運送事業者に対し、トラック運転者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担について「安全作業連絡書」（資料2参照）を活用するなどにより、事前に通知していただくこと。

(2) 墜落・転落災害の防止

- ① トラックの荷台上で荷役作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止柵、作業床を設ける等により墜落・転落防止措置を講じていただくこと。
- ② 荷役作業において墜落時保護用のヘルメットの着用を指導していただくこと。

(3) フォークリフト災害の防止

- ① フォークリフトの運転ルール（制限速度、運行経路等）を定めて、見やすい場所に掲示していただくこと。
- ② 運行経路の死角にはミラーを設置していただくこと。
- ③ 歩行者用安全通路を区別していただくこと。
- ④ フォークリフトを運転する者が有資格者であることを確認していただくこと（最大荷重1トン以上のフォークリフトの場合はフォークリフト運転技能講習修了者、1トン未満の場合はフォークリフト特別教育修了者であること。）。

(4) トラック運転者との連絡調整

荷主側の担当者を決め、トラック運転者が行う荷役作業の連絡調整や巡視を行っていただくこと。